

第 3 編

火山対策編

火山対策編

第1章 災害予防計画

第1節 火山災害に強いむらづくり

(全 課)

第1 基本方針

南箕輪村は、地域及び各火山活動の特性に配慮しつつ、火山災害に強いまちづくりを行う。県内及び近隣には10の活火山があり、比較的、南箕輪村に近いのは御嶽山である。距離的にも、爆発・噴火によって甚大な被害を被る危険性は少ないが、その規模によっては、降灰程度の被害が考えられるため、常に万全の注意を払い、災害発生時には迅速かつ的確な応急対策をとる必要がある。

第2 計画の内容

村は、防災の第一次責任を有する基礎的地方公共団体として、火山噴火等にかかわる災害から村の地域、住民並びに一般観光客の生命、身体、財産を保護するため関係機関の協力を得て火山災害対策活動を実施する。特に近年の住宅環境の変化やライフライン等への依存の増大により、災害の及ぼす影響も多様化しており、災害に強いまちづくりが必要となっている。

1 火山災害に強いまちの形成

- (1) 必要に応じ、警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、火山災害にも考慮した防災マップ等の整備を推進する。
- (2) 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。

2 火山災害に対する建築物等の安全性

不特定多数の者が利用する建築物等については、火山災害に対する安全性の確保についても配慮する。

3 ライフライン施設等の機能の確保

上水道等の施設の火山災害に対する安全の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

4 降灰対策

火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の住民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努める。

5 災害応急対策等への備え

災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るとともに、人的ネットワークの構築を図る。

第2節 災害発生直前対策

(全 課)

第1 基本方針

火山災害の発生の恐れがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ住民に対する情報伝達体制、避難誘導体制を整備しておく必要がある。

第2 計画の内容

1 住民に対する情報の伝達体制の整備

- (1) 住民に対する情報の伝達の整備、噴火警報等の発表の基準伝達経路については、別紙1のとおりであるが、村は、県及び気象台、周辺市町村、関係機関との連携をとりながら、火山活動に異常が生じた際に、情報伝達活動が円滑に行えるよう体制の整備を図る。
- (2) 別紙1(1)の伝達経路により、噴火警報・予報及び火山の状況に関する解説情報の通報を受けた時は、必要により住民等等により広報活動を行うものとする。

2 避難誘導体制の整備

村は、火山噴火等により住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく。
(避難誘導体制については風水害等対策編第2章第11節「避難の受入活動計画」を準用する。)

第3節 情報の収集・連絡体制計画

(全 課)

第1 基本方針

災害時には各機関が出来る限り早期に的確な対策を行うことが求められてところであり、迅速、確実な情報の収集が必要である。

第2 主な取組み

- 1 防災関係機関は情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図り、わかりやすい情報提供、関係機関の連携強化に努める。
- 2 確実に情報が伝達されるよう情報伝達手段の多ルート化等を推進する。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等の火山防災情報を住民等に伝達する体制を整備する。

(1) 噴火警報・予報

・ 噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺)

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。

・ 噴火予報

気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

噴火警報・予報等の伝達系統図は、別紙1(1)のとおり。

(2) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標である。気象庁が、噴火警報・予報に付して発表する。

国の防災基本計画（火山災害対策編）に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県

の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。本村は、御岳山に関する火山の噴火警戒レベルを下表に示す。

○ 長野県及び近隣の活火山の噴火警戒レベルが運用されている火山(御嶽山)

種別	名称	対象範囲	火山活動の状況	レベル (キーワード)
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域およびそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	レベル5 (避難)
			居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)	レベル4 (高齢者等避難)
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	レベル3 (入山規制)
		火口から少し離れたところまでの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル2 (火口周辺規制)
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる。(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	レベル1 (活火山であることに留意)

(3) 火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引き上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

(4) 噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を主な対象として発表する。

(5) 降灰予報

気象庁が、噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか(降灰量分布)や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝えるために発表する。

(6) 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する情報。

(7) 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報、噴火速報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

- ・ 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上、警戒・注意すべき事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料。

- ・ 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

- ・ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻、噴煙高度、噴煙の流れる方向、噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせる情報。

火山活動解説資料の伝達系統図は、別紙1(2)のとおり。

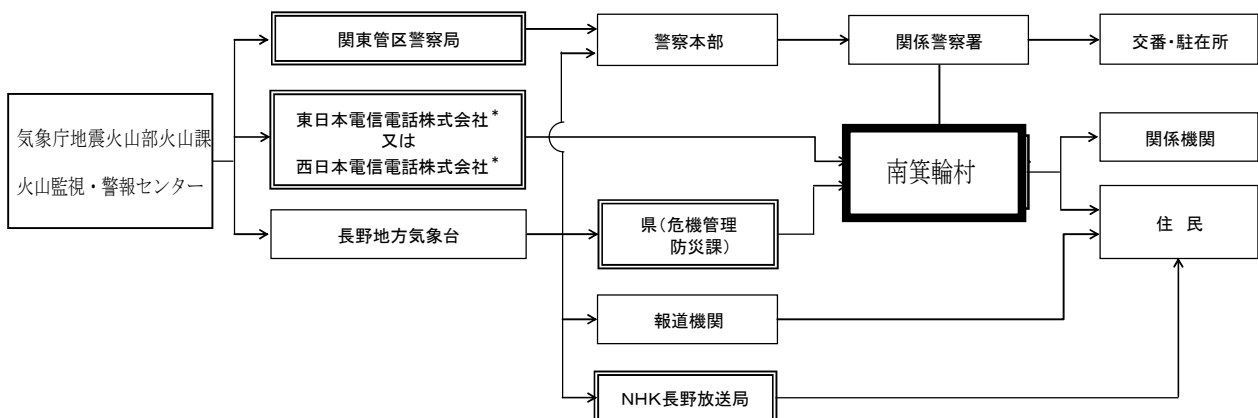
3 異常現象の通報

住民は、噴煙や噴石、鳴動や降灰など火山に関する異常を発見した場合は、ただちに村長又は警察官に通報するものとする。村長等は、住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに関係機関に伝達するものとする。

異常現象の通報系統図は、別紙2のとおり。

別紙1 噴火警報・予報等の通報伝達系統

(1) 噴火警報・予報等の伝達系統図



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第7条第1項の規定に基づく法定通知機関。

* 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の関係市町村への伝達は、「噴火警報・予報」に限る。

第2章 災害応急対策計画

第1 基本方針

火山災害が発生した場合は、住民の生命・身体の保護又は被害の拡大防止のため、災害応急対策活動を実施する。

第2 計画の内容

風水害等対策編第3章「災害応急対策計画」を準用する。

第3章 災害復旧計画

第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方向を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第2 活動の内容

風水害等対策編第4章「災害復旧計画」を準用する。